

平成13年度 包括外部監査結果報告書

平成12年度における下記の団体の
財務事務および経営管理

財団法人 荒川区地域振興公社

財団法人 荒川区がん予防センター

財団法人 荒川区勤労者福祉サービスセンター

平成14年3月

荒川区包括外部監査人

包括外部監査の結果報告書

目 次

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 監査対象期間	1
5. 外部監査の方法	1
6. 外部監査の実施期間	2
7. 外部監査人	2
8. 外部監査人補助者の資格と人数	2
9. 利害関係	2

第2 外部監査の結果及び意見

I. 財団法人 荒川区地域振興公社

1. 概況	3
2. 自主事業について	6
3. 自主事業費と受託事業費の人件費区分について	7
4. 自主芸術文化事業及び地域振興自主事業について	8
5. 業務委託契約における指名競争入札について	9
6. 業務委託契約における契約金額について	11
7. その他の事務手続について	12
(1) 当座預金勘定の使用について 12 (2) 未収金残高について 12 (3) 有形固定資産の管理について 13 (4) 備品の管理について 13 (5) 自主公演のチケット管理について 13 (6) 招待者決定の手続きについて 14 (7) 荒川遊園の遊戯券・領収書の管理について 14 (8) 情報紙の広告料収入について 14 (9) 共催事業の預り金の簿外処理について 15 (10) 使用料預り金について 15 (11) 受付業務の外部委託に関する単価について 15 (12) 再委託時の管理監督責任の履行について 16 (13) 受託事業における支出の決定権者について 17 (14) 派遣職員の従事業務と派遣先部門について 17 (15) 職員の雇用期間取扱いの合規性について 18 (16) 予算における次期繰越収支差額について 18 (17) 理事会、評議員会の議事録について 18	

II. 財団法人 荒川区がん予防センター

1. 概況	19
2. 検診機器更新に伴う意思決定のための資料作成について	22
3. 一検診項目当たりの検診単価の試算について	23
4. 消耗品（検査材料）の棚卸について	26
5. 施設管理の委託における指名競争入札について	27
6. その他の事務手続について	29
(1) 理事会、評議員会の議事録等について 29 (2) 処務規程について 29 (3) 会計処理規程について 29 (4) 契約事務規程について 30 (5) 区との間の受託検診業務契約書について 31 (6) 人件費支出の支出区分妥当性について 31 (7) がん検診事業費の消耗品費について 31 (8) 有形固定資産の管理について 32 (9) 備品の管理について 32 (10) 貸与されている機器備品について 32 (11) 電話加入権について 32 (12) 予算における次期繰越収支差額について 33	

III. 財団法人 荒川区勤労者福祉サービスセンター

1. 概況	34
2. 区分収支計算による会費収入と直接事業費の関係及び区の補助金の効率性について	37
3. 勤福センターの対応と中長期予想収支計算書の必要性について	39
4. 会員に対する給付金の支給・補助の利用の検討について	39
5. その他の事務手続について	41
(1) 清算金の未払金計上について 41 (2) 残高証明書の入手について 41 (3) 会費未収金について 41 (4) 計算書類の表示について 41 (5) 指定宿泊事業の利用補助単価の規定方法について 42 (6) 予算における次期繰越収支差額について 42	

第3 3団体に対する共通意見 ～基本財産の運用について～

1. 財団法人の基本財産額について	49
2. 金利の低下による運用収入の減少について	49
3. ペイオフ（預金の払戻し）対策について	49

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に規定する荒川区との包括外部監査契約に基づく監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

荒川区の100%出資団体である次の3団体の収支の状況、その他事務の執行等について選定対象とした。

対象団体

- (1) 財団法人 荒川区地域振興公社
- (2) 財団法人 荒川区がん予防センター
- (3) 財団法人 荒川区勤労者福祉サービスセンター

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

荒川区では平成12年9月に「区民とともに考える荒川区の財政」いわゆる財政白書を作成、公表し、区の財政の厳しい状況を区民に伝えている。こうした中で、荒川区の住民福祉にかかわりのある事業を行っている上記2の対象団体の収支の状況、財務の状況等についてその実態を把握し、様々な検討を行う必要があると考える。

よって、これらの収支の状況等のほか、地方自治法第2条第14項（住民福祉の増進、最少の経費で最大の効果を）及び第15項（組織及び運営の合理化、適正化）の規定の趣旨をも斟酌して監査に臨むべく、本テーマを選定した。

4. 監査対象期間

平成12年度。ただし、必要に応じて他の年度についても対象とした。

5. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

- 1) 各財団法人の財務に関する事務（財産管理事務、契約発注等）が関係規程等に基づき適正に執行されているか。

- 2) 各財団法人の収入・支出が、会計事実に基づき規程に準拠して適切に行われ、収支計算書が適正に作成されているか。
- 3) 各財団法人の貸借対照表は、それぞれの財政状態を適正に表示しているか。
- 4) 経済性・効率性・有効性の観点から、各財団法人の運営は妥当なものか。

(2) 主な監査手続

- 1) 各財団法人の財産管理、契約、出納等に関する事務処理につき、担当者への質問、関係書類との照合等
- 2) 各財団法人の収入計上額について関係書類との照合等
- 3) 各財団法人の支払計上額について、契約書等の閲覧、質問、関係書類との照合等
- 4) 各財団法人の財務状況、収支状況等の分析

6. 外部監査の実施期間

平成13年7月6日より平成14年1月18日まで

7. 外部監査人

公認会計士 野村 富雄

8. 外部監査人補助者の資格と人数

公認会計士 4名

税理士 1名

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 外部監査の結果及び意見

I. 財団法人 荒川区地域振興公社

1. 概 況

(1) 設立目的

財団法人荒川区地域振興公社（以下「公社」という。）は、荒川区民のコミュニティの形成並びに地域に根ざす文化、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって地域社会の発展と区民生活の向上に資することを目的として設立された。設立は昭和63年8月1日であり、出資金5億円は荒川区が100%出捐している。

(2) 事業内容

公社は（1）の目的を達成するために、次の事業を行っている。

- ・コミュニティ形成のための情報提供
- ・コミュニティ形成のための講座、展示会等の事業
- ・地域に根ざす文化、スポーツ又はレクリエーションの振興のための講座、鑑賞会等の事業
- ・荒川区から受託する施設の管理運営
- ・その他公社の目的を達成するために必要な事業

(3) 組織（平成13年3月31日現在）

公社は、事務所を荒川区荒川七丁目20番1号 荒川区立町屋文化センター内に置き、役員12名（理事長1名、副理事長1名、常務理事1名、理事7名、監事2名）、職員43名（区派遣職員24名、固有職員2名、非常勤職員17名）の人員により、事務局長、次長、副参事以下、管理係、事業係及び5受託施設をもって構成されている。

(4) 最近の事業実績

1) 最近3年間の収支計算書に基づく収入と費用の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

摘 要		平成10年度	平成11年度	平成12年度
収 入	基本財産利息収入	4,991	4,512	4,254
	自主事業収入	286,283	296,401	205,986
	受託事業収入	684,874	672,100	496,172
	補助金収入	427,294	396,314	349,178
	雑収入	14,270	11,166	11,086
	合 計	1,417,714	1,380,495	1,066,679
費 用	自主事業費	605,593	608,451	471,253
	人件費	279,290	284,549	233,455
	コミュニティ情報提供事業費	26,276	25,035	21,065
	コミュニティ講座等事業費	27,583	19,404	21,167
	文化等振興事業費	207,624	213,567	176,446
	施設利用者サービス事業費	64,817	65,894	19,118
	受託事業費	684,874	672,100	496,172
	施設管理運営事業費	684,874	672,100	496,172
	法人管理運営費	105,199	99,606	107,938
	管理費	68,786	69,929	79,615
	運営費	36,413	29,677	28,323
	合 計	1,395,666	1,380,157	1,075,364
	差 引		22,048	338

注) ① 上表は、特定積立金の増減に係る収支を除いて作成している。

② 平成11年度に対し、平成12年度の収入・費用の減は、平成11年度迄受託していた荒川遊園のスポーツハウス施設の管理を、平成12年度より受託しなくなったことなどによるものである。

③ 金額は、千円未満切捨てにより表示している。

2) 最近3年間の貸借対照表の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

摘 要		平成10年度	平成11年度	平成12年度
資 産	現金	2,675	6,047	3,797
	普通預金	128,634	127,331	95,515
	定期預金	410	—	—
	未収金	8,311	6,513	7,841
	立替金	11	857	—
	流動資産合計	140,042	140,748	107,154
	基本財産定期預金	500,000	500,000	500,000
	車両運搬具	26	17	12
	什器備品	1,311	3,522	2,375
	自主事業調整積立金	225,631	197,590	193,041
	固定資産合計	726,969	701,131	695,430
資 産 合 計		867,012	841,880	802,584
負 債	未払金	126,725	105,108	75,320
	前受金	9,162	805	802
	預り金	1,210	4,853	5,186
負 債 合 計		137,097	110,768	81,309
正 味 財 産		729,914	731,111	721,274
負債及び正味財産合計		867,012	841,880	802,584

注) ① 負債は、すべて流動負債である。

② 金額は、千円未満切捨てにより表示している。

2. 自主事業について

(監査結果)

公社の行っている自主事業の平成12年度の収支の内容は、下記の表にまとめられる。

自主事業は、寄附行為第4条第1号から第3号に定める事業とその他の事業（同条第5号）に区分される。

寄附行為第4条に定められている自主事業の収入と直接支出（注3）は事業ごとに把握されている。

この表上での収支差額はマイナスの6,493千円である。

単位：千円（未満切捨）

内容区分	収 入				支出	収支差額
	収入(自主)	収入(補助)	収入(雑)	合計		
寄附行為第4条第1～3号に定める事業の収支						
コミュニティ形成のための情報提供	0	14,238	6,826	21,065	21,065	0
コミュニティ形成の講座、展示会等の事業	1,854	0	0	1,854	21,167	△19,312
地域に根ざす文化等のための講座等の事業	167,310	0	854	168,165	176,446	△8,281
小 計	169,164	14,238	7,681	191,084	218,678	△27,594
その他の事業の収支（第4条第5号）						
遊園売店	8,269			8,269	2,989	5,280
スポーツハウス自販機	1,538			1,538	729	808
サニーホール駐車場	13,710			13,710	9,402	4,308
文化センター駐車場	2,635			2,635		2,635
町屋6丁目駐車場	8,375			8,375	393	7,981
チケットぴあ	2,293	3,025		5,318	5,342	△24
公衆電話			372	372	261	111
小 計	36,821	3,025	372	40,219	19,118	21,100
合 計	205,986	17,263	8,053	231,303	237,797	△6,493

(注1)

(注2)

(注3)

(注1) 収支計算書自主事業収入と一致

(注2) 収支計算書補助金収入のうち、事業補助金収入と一致

(注3) 自主事業費の合計額から人件費を差し引いた差額

自主事業費合計	471,253	
自主事業費のうち人件費	233,455	
差額（その他の費用）	237,797	(注3)※

〔※各事業毎に千円未満を切捨てているため、差額が4ページの事業実績の表中、人件費を除く自主事業費と一致しない。〕

上記の事業収入のうち、次の事業は、資産を区の条例に基づいて、区から無償貸与を受けている。実質的には、補助金を受けていることと同様の経済的効果である。

事業名	収支差額
サニーホール駐車場	4,308
文化センター駐車場	2,635
町屋6丁目駐車場	7,981
合計	14,924

(監査意見)

区の補助金交付の実態を表すには、区は公社より通常の賃貸収入を受けて同額を補助金として公社へ支出、経理する方法も検討に値しよう。

必要性がある事業については、補助金を支出すべきであり、補助金交付の実態を明らかにするためには、無償契約による援助という現在の方法よりも、補助金交付による方法がより公社自身の活動内容を明らかにすると思われる。

3. 自主事業費と受託事業費の人件費区分について

(監査結果)

平成12年度の収支計算書上、自主事業費は471,253千円であり、同受託事業費は496,172千円となっている。このうち、人件費はこれまで継続して法人管理運営費及び自主事業費に計上されており、受託事業費に人件費は計上されていない。聴取したところ、法人管理運営費の人件費以外の人件費は、すべて自主事業費の人件費で処理されているとのことであった。ちなみに、平成12年度の自主事業人件費は233,455千円計上されている。

そこで、受託事業人件費の有無、実態について公社の資料の提出を求め、説明を受け試算したところ、上記自主事業費人件費計上額の68%に相当する159,177千円が受託事業費の人件費であることが判明した。上記試算額を加減すると、修正後額は、自主事業費は312,076千円に、受託事業費は655,349千円になる。

(監査意見)

そもそも、会計は事業(経営)の実態を正しく関係者に金額で報告することを機能の一つとして求められている。この原点を踏まえ、今後、合理的な区分基準を用意し、自主事業の人件

費と受託事業の件費とを明確に区分する必要がある。もって、自主事業費が自主事業に要した費用を、そして受託事業費が受託事業に要した費用を計上し、実態と乖離することのないよう、今後、本件の科目処理及び表示について改善すべきである。

4. 自主芸術文化事業及び地域振興自主事業について

(監査結果)

公社では多くの事業を展開し、区の文化水準を高め、身近なところで芸術性の高い、楽しい催しを行う一方、区民参加の事業も推し進めその役割を果たしてきている。しかし、公社の作成した「事業別明細書」によれば、平成12年度の自主事業（共催事業を含む）43事業のうち、1事業を除いて収支差額がマイナスになっている。

その事業の具体例を示すと、下表のとおりである。

①自主芸術文化事業

単位：千円（未満切捨）

事業名	収入	支出	差引収支
石川さゆりコンサート	7,045	11,296	△4,251
杉山清隆コンサート	1,844	2,965	△1,121
レニングラード少年少女合唱団	15	444	△429
スターダストレビューコンサート	3,928	9,051	△5,123
松竹大歌舞伎	9,416	8,983	433
第九演奏会	1,673	5,281	△3,608
白雪姫と7人のこびと	1,174	1,991	△817
合計	25,095	40,011	△14,916

②地域振興自主事業

単位：千円（未満切捨）

事業名	収入	支出	差引収支
都電写真コンテスト	0	2,201	△2,201
ファッションギャザリング	0	5,098	△5,098
ふれあいコンサート	77	883	△806
ふれあいイベント	37	274	△237
ハイビジョンルーム	0	1,354	△1,354
その他	0	921	△921
合計	114	10,731	△10,615

平成 12 年度の自主事業の収支は、先の事業別明細書によると、支出を直接費（公演委託料・広告料・チラシの作成等直接にかかった費用）に限定しても 25,531 千円の赤字となっている。

（監査意見）

荒川区の立地を考えると芸術文化事業のうち、民間の劇場、ホール等で行われているような催し物は、都内ならば常時どこかで行われており、各自が自費で楽しめる環境にある。区の厳しい財政状況を考えるとき、民間の劇場、ホール等で行われているような催し物は、直接費における収支のバランスを考慮すべきである。

このため、企画の良否と絞込み、入場者数の確保、PR、席による価格格差の導入、公演委託費の価格交渉の適正化等を行う必要がある。

5. 業務委託契約における指名競争入札について

（監査結果）

業務委託契約について、平成 12 年度は、8 件が指名競争入札により行われている。参加企業は、3～12 社となっており、基本的には区より推薦を受けた企業を公社が指名して入札を実施している。入札結果（別紙 資料 1 参照）を見ると、各社の入札価格に格差はあまりなく、最終的には、No.8 の件名以外はすべて、前年度の契約企業が平成 12 年度の契約企業となっている。また、平成 10 年度から平成 12 年度までの 3 年間についても、No.8 の件名を除き契約企業の変動はない。

No.8 の入札については、平成 11 年度とは異なる新規の入札者が参加し、この企業が契約を落札している。この契約については、平成 11 年度に比べて税抜き金額で 4,172 千円（比率で 30.9%）低く契約することが可能となった。平成 13 年度も前年度に比べさらに税抜き金額で 1,233 千円（比率で 13.2%）低く契約することができた。

（監査意見）

このことは、現状では指名競争入札制度が十分に機能しているとは言えない状態にあると考えられる。

今後は、指名業者を固定せず、できる限り新規企業にも入札参加の機会を与え、入札制度をより有効に活用すべきと考える。また、指名競争入札制度の活性化のため、落札できる上限である予定価格の見直しについても、より効率的な業務がなされるよう、定期的に契約業務の内容を再検討し、現在よりもまして、これを迅速に予低価格に反映させる必要もあると考える。

資料1 指名競争入札（平成12年度）結果

NO	件名	税抜き契約価格 (最低入札価格)	円	入札参加 企業数	入札内容	過去3年間（平成10～12年度） 契約企業の変動	契約価格（税抜）		
							平成10年度	平成11年度	平成12年度
1.	A業務委託	49,122,000 (49,122,000)	円	12社	3回実施 1・2回目入札価格差1,220千円の範囲内 3回目決定者以外辞退	なし	54,580,000円	54,580,000円	49,122,000円 ※1
2.	B業務委託	3,700,000 (4,670,000)	円	8社	3回実施 1・2・3回目とも各社の入札価格差最大 で各回80～155千円の範囲内 予定価格を上回ったため最低入札者と協 議し契約	〃	6,402,025円	6,000,000円	3,700,000円 ※1
3.	C業務委託	12,150,000 (14,570,000)	円	11社	3回実施 1・2回目とも各社の入札価格差最大で 各回148～279千円の範囲内 3回目決 定者以外辞退 予定価格を上回ったため 最低入札者と協議し契約	〃	13,639,174円	12,100,000円	12,150,000円
4.	D業務委託	7,700,000 (7,700,000)	円	9社	1回実施 各社の入札価格差最大1,060千円の範囲内	〃	12,000,000円	7,890,476円	7,700,000円
5.	E業務委託	6,200,000 (6,200,000)	円	5社	1回実施 各社の入札価格差最大200千円の範囲内	〃	6,800,000円	6,300,000円	6,200,000円
6.	F業務委託	3,342,000 (3,342,000)	円	12社	1回実施 各社の入札価格差最大204千円の範囲内	〃	—※2 ※2	—※2 平成10・11年度は他の施設を含んだ 契約のため比較できず。	3,342,000円
7.	G業務委託	24,250,000 (25,071,000)	円	3社	3回実施 1・2回目とも各社入札価格差最大で各回 50～60千円の範囲内 3回目決定者以 外辞退 予定価格を上回ったため最低 入札者と協議し契約	〃	24,600,000円	24,752,200円	24,250,000円
8.	H業務委託	9,307,500 (9,307,500)	円	12社	1回実施 各社の入札価格差最大 4,093千円の範囲内	あり	13,486,300円	13,480,000円	9,307,500円